

事業者
の皆さんへ

<対象>
福岡県内全ての
企業・事業所

子育て応援宣言 企業・事業所募集



「子育て応援宣言企業」登録制度とは？

福岡県は、従業員が出産・子育て期を通じ十分な子育てをしながら、引き続きその能力を活かして働くことができる社会の実現を目指しています。この制度は、企業・事業所のトップに、従業員の仕事と子育ての両立を支援するために具体的に取り組む内容を自ら宣言していただくものです。県は、宣言企業に登録証と登録マークを交付するとともに、県民の皆さんに広く紹介していきます。

取組の柱

右記の5つの
観点に即して
具体的な
取組を宣言

- ① 育児休業が取得しやすい環境をつくる
- ② 育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれる仕組みをつくる
- ③ 職場復帰に向けたサポートをしっかりと行う
- ④ 子育て中は勤務時間を短縮するなど、従業員のニーズに配慮する
- ⑤ 男性の育児参加を促進するための具体的な取組を実施する



このマークが
登録の目印です

登録マークは自社ホームページや広告、名刺などにご活用いただけます。

「子育て応援宣言」登録企業になると…

企業のイメージアップ・人材募集に差がつかます！

- ・県のホームページに企業の紹介ページを作成し、PRします
- ・登録マークを、求人広告や自社の広告や名刺、ホームページなどに使用できます

県の入札参加資格の加点があります！

- ・県の入札参加資格審査において、地域貢献活動評価として評価点が加算されます（※県内の市・町でも同様の制度を実施しているところがあります）

従業員のモチベーションアップ

- ・仕事と子育ての両立支援に積極的な姿勢を示すことで、従業員の職場への信頼度が増して、仕事に対するモチベーションが向上します

業務効率の向上

- ・仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりのために、業務の進め方を見直すことで、業務効率の向上につながります

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県子育て応援宣言

検索

*登録方法については裏面をご覧ください。

福岡県

登録の流れ

新規登録はこちらから

インターネットで 専用サイトからお申込みが可能です

<https://k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp>

「新規登録申請をする」をクリック後、申請フォームに必要な事項を入力してご送信ください。

郵送で

「子育て応援宣言届出書」(様式1-1号)、「育児休業等制度及び制度活用状況書」(様式2-1号)に記入後、下記へお送りください。届出書はこのチラシの下段に記入し、FAXで請求または上記ホームページからダウンロードしてください。

登録完了！

申請内容を確認後「子育て応援宣言企業」として登録し、登録証及び登録マークを交付します。県は子育て応援宣言ホームページで登録した企業・事業所を広く紹介します。



このマークが登録の目印です

登録マークは自社ホームページや広告、名刺などにご活用いただけます。

登録有効期間／登録日から3年間

*ホームページから更新手続きが可能です。

Q & A

Q どのようなことを宣言すればよいのですか？

A 法定義務を越える具体的な取組を2つ以上宣言してください。制度の整備に限らず、両立しやすい職場の雰囲気づくりや相談窓口の設置といった子育て応援につながる取組を、様々な角度から検討いただき、宣言してください。

Q 育児休業の取得対象者がいないのですが？

A 育児休業以外にも、「子育てに配慮した勤務時間」や「ノー残業デー」の設定など、子育て中の従業員に対して支援できることをご検討ください。また、将来、対象者が見込まれる場合を想定した取組でも構いません。

Q 従業員が男性ばかり5人ですが対象になりますか？

A 「仕事と子育ての両立支援」は、性別に関係なく従業員にとって必要な取組です。男性の育児休業取得や育児参加促進のほか、残業時間の縮減や定時退社といった子育てに取り組みやすい職場づくりなども考えられます。

Q 福岡県には支店しかないのですが、対象になりますか？

A 対象になります。福岡県内の支店で実施可能な取組を支店の代表者に宣言いただくこととなります。

<宣言内容の例>

- 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。
- 社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。
- 保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。
- 配偶者が出産した場合の男性の休暇取得を促進します。
- 中学校就学前の子(孫)を持つ社員に子(孫)の看護休暇を認めます。 等

お問い合わせ 宣言書提出先

福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課 雇用均等・両立係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL: 092-643-3586 FAX: 092-643-3619 E-mail: info@k-sengen.pref.fukuoka.lg.jp

登録をご検討の方へ 次の欄にご記入いただき、そのままFAXしてください。

希望されるものに○をつけてください。

1 届出書の送付

2 電話による説明

3. 貴社訪問による説明

貴社(部署)名			
役職名		お名前	
ご連絡先	住所 〒 TEL	FAX	

FAX:092-643-3619 (福岡県新雇用開発課 雇用均等・両立係 宛)